

【ガイドラインの主な改訂内容】

- ・従業員だけでなく事業主もガイドラインを遵守する旨を明記
- ・対人距離「できるだけ2 mを目安に（最低1 m）確保するよう努める」⇒「1 m以上確保するよう努める」
- ・人と人が対面する場所でのアクリル板や透明ビニールカーテン等を設置する記載を追加
- ・電子マネー等非接触決済導入の奨励、支払時にコイントレーの使用等による接触機会の低減についての記載を追加
- ・顧客にもマスクの着用と咳エチケットを促し、マスクを持参していない顧客に対し配布や販売する旨の記載を追加
- ・施設の換気方法について、厚労省の換気リーフレットを参照する旨の記載を追加
- ・接触確認アプリ（COCOA）等の推奨に関する記載を追加
- ・来店前の検温をお願いするか、来店時での検温を行い、発熱の有無を確認する旨の記載を追加
- ・「帰国者・接触者相談センター」⇒「受診・相談センター」